

○総務省令第九号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百六十号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の三第三項第四号及び同条第四項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条の二第二項及び第六項の改正規定の前に次のように加える。

第一条の九の二第一号中「第九条の八」を「第九条の二十七」に改める。

第一条中地方税法施行規則第八条の十四から第八条の二十七までの改正規定の次に次のように加える。

第九条の八を第九条の二十七とし、第九条の七を削り、第九条の六を第九条の二十六とし、第九条の五を第九条の二十五とし、第九条の四を第九条の二十四とし、第九条の三の三を第九条の二十三とし、第九条の三の二を第九条の二十二とし、第九条の三を第九条の二十一とし、第九条の二の四を第九条の二十とし、第九条の二の三を第九条の十九とし、第九条の二の二を第九条の十八とする。

第一条中地方税法施行規則附則第四条の八の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第四条の八の次に次の二条を加える。

（環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置）

第四条の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によること
ができる。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十一年度及び平成三十二年度における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

第一条中地方税法施行規則附則第五条の改正規定を削り、同令附則第五条の二の改正規定を次のように改める。

附則第五条の二第六項第一号中「（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領を」（第八項第一号において「実施要領」という。）に改め、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「が百十以上」を加え、「であつて、」を「であること及び」に、「次に掲げる事項」を「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車

又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であること」に改め、同号イ及びロを削り、同条第八項第一号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十」を「実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百二十」に、「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改める。

第一条中地方税法施行規則附則第八条の三の三の改正規定及び同令附則第八条の三の四の改正規定を削る。
第一条中地方税法施行規則附則第二十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第一条中地方税法施行規則附則第二十三条の二の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条の二を削る。

第一条中地方税法施行規則附則第二十四条の二の次に一条を加える改正規定を削り、同令附則第二十五条の改正規定を次のように改める。

附則第二十五条を削る。

第一条中地方税法施行規則附則第二十五条の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十四条の二の見出しを「(法附則第五十七条第二項の書類)」に改め、同条を附則第二十五条とする。

第一条中地方税法施行規則第十六号の四十二様式の次に一樣式を加える改正規定、同令第三十三号の四様式の改正規定及び同様式の次に一樣式を加える改正規定を削る。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第三条の四第二項、第三条の四の二第一項第四号、第三条の四の三第二項、第五条の二第二項、第五条の四第二項、第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の改正規定並びに同令附則第五条の二第六項及び第八項の改正規定 平成二十九年四月一日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定 平成三十一年

一月一日

附則第三条中「平成二十九年八月」を「平成三十一年十月」に改める。

附則第四条中「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第八条を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。